

## 「第 2 期富田林市教育大綱（素案）」に対するパブリックコメントの実施について

富田林市パブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、「第 2 期教育大綱(素案)」について、広く市民の皆さんのご意見などを募集するため、下記のとおりパブリックコメントを実施したいと考えております。

### 記

#### 1. 意見などの募集期間

募集期間は未定ですが、意見等の提出期間は概ね一か月を予定しております。

#### 2. 素案の閲覧方法

市役所（都市魅力課および教育総務課）、金剛連絡所、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、人権文化センター、中央・金剛・東公民館、中央・金剛図書館、Topic(きらめき創造館)、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーの公共施設において、素案とパブリックコメント意見記入用紙を設置し、市ウェブサイトへも掲載します。

#### 3. 意見などの提出方法

教育総務課に直接持参、もしくは、はがき、封書、ファクス、Eメールで提出していただく方法となります。

なお、電話など口頭による意見の受け付けはできません。